

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国税庁課税部酒税課）

項目名	蒸留酒類に係る着色度規制に関する関係規定の整備		
税目	酒税		
要望の内容	<p>酒税法においては、各酒類にその消費態様に応じた税負担を求めするため、酒類を原料や製法により区分し、その区分（品目）ごとに異なる税率が適用されているほか、その区分（品目）ごとに製造免許を受けなければならないこととされている。</p> <p>そして同法では、酒税の取締り又は保全上の見地から、製造した一定の酒類を製造場から移出する酒類製造者に対して、税務署長の承認を受けることを求めており、木製の容器に貯蔵した蒸留酒類を製造場から移出する場合やウイスキー等に類似するスピリッツを製造する場合について、一定の着色度以下の場合等に限り承認を与えることとしている（いわゆる「着色度規制」）。</p> <p>この規制は、課される税率に違いがあることや品目ごとに製造免許が必要であることを理由として設けられたものであるが、当該規制により蒸留酒類の商品の多様化を図る上での制約になっていることを踏まえ、当該規制に係る関係規定の整備を行うことで蒸留酒類の更なる振興を図る必要がある。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— （ — （ —	百万円 百万円 百万円

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

蒸留酒類の商品の多様化を図るとともに、国内外の販売促進をはじめとした蒸留酒類の更なる振興を図る。

(2) 施策の必要性

蒸留酒類（ウイスキー・ブランデー・スピリッツ・焼酎等）については、商品付加価値の向上等を図るために長期の熟成を行う場合があるが、一般に、櫛樽等の木製の容器に貯蔵する場合には、容器の成分が当該酒類に浸出し、その香味・色沢が変化する。

こうした酒質の変化は、各品目の特性を象徴するものであるため、現在、酒税法令においては、スピリッツ等の蒸留酒類を木製の容器に貯蔵し成分を浸出させることにより、その香味・色沢が本来の酒類と異なることとなる場合などの一定の場合には、酒税の取締り又は保全上の見地から、一定の制限措置を設けている。

具体的には、酒税法令（法 50①七、令 56③、規 17）及び法令解釈通達に基づき、木製の容器に貯蔵した一定の蒸留酒類を製造場から移出し、又は香味・色沢その他の性状がウイスキー等に類似するスピリッツを製造しようとする場合に税務署長の承認を求め、一定の着色度以下の場合等に限り、承認を与えることとしている。

（参考 1）酒類の品目別の着色度の取扱い

- ・ 焼酎：着色度 0.080 以下
- ・ スピリッツ：着色度 0.19 以下
- ・ ウイスキー・ブランデー：制限なし

（注）着色度とは、色の度合いを表す値。蒸留水を基準として、着色度が濃いものほど値が大きくなる。

着色度規制は、各品目の特性を象徴し消費者の誤認防止に一定の役割を果たしているものの、当該規制により蒸留酒類の商品の多様化を図る上での制約になっている。そのため、承認規定の見直しを行うとともに、スピリッツにおける着色度規制を廃止し、酒類製造者がより個性ある酒類の製造が可能となるよう、当該規制に関する関係規定の整備を行う。

なお、当該見直しに併せて、新たに製造されるスピリッツがウイスキー等に誤認されることとならないよう、法令解釈通達の整備を行う。

（参考 2）着色度規制が設けられた趣旨等

着色度規制は、かつてウイスキー類とスピリッツ等他の蒸留酒類との間に税率差が存在していたことから、ウイスキー類に類似した酒類が製造・販売された場合には、酒税の保全上の問題が生じると考えられたため設けられたものである。蒸留酒類はアルコール分に応じた税率に見直されてきたところであるが、蒸留酒類の各品目には依然として異なる下限税率が設定されていることから、消費者がスピリッツ等の蒸留酒類をウイスキー等と誤認するなど、蒸留酒類市場に混乱を来たすことがないよう、引き続き承認規定が維持されている。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	酒類業の健全な発達
		政策の達成目標	酒類業の振興（商品の差別化・高付加価値化等、国内外市場の開拓・輸出促進）
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	酒類業の振興（商品の差別化・高付加価値化等、国内外市場の開拓・輸出促進）
		政策目標の達成状況	<p>着色度規制の見直しにより、より個性ある酒類の製造が可能となることから、国内外における販売拡大が期待できる。</p> <p>（参考）令和元年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税数量（国税分） 827,192 キロリットル ・ 輸出数量 1,438 キロリットル <p>本措置の実現により、課税数量（国税分）及び輸出数量が前年実績を上回ることが見込まれる。</p> <p>（注）上記の課税数量は国税庁「統計年報書」、輸出数量は財務省「輸出貿易統計」におけるHSコード 2208.40、2208.50、2208.60、2208.90-900の合計による。</p>
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	令和元年度のスプリッツ製造者数は1,614者であり、本見直しにより、同数の事業者においてこれまで製造ができなかったスプリッツを製造することが可能となる。また、連続式蒸留焼酎製造者（88者）、単式蒸留焼酎製造者（809者）等他の蒸留酒類製造者がスプリッツの免許を新たに取得することで、蒸留酒類市場の活性化が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	規制緩和により、スプリッツの商品の差別化・高付加価値化が図られ、国内外の市場の開拓及び輸出促進効果が見込まれるため、政策手段として有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<p>公平性の面においては、特定の者のみが対象となるものではないため、上記政策目的を実現する手段としての的確である。</p> <p>また、酒税等の減免措置ではないため、酒税収入に影響を与えるものではなく、また、酒税の取締り又は保全上の観点からも、必要な運用上の整備を行うこととしているため、政策手段として妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—